

「第3期横浜市空家等対策計画推進業務委託」

契約結果

第3期横浜市空家等対策計画推進業務委託について、公募型簡易プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

第3期横浜市空家等対策計画推進業務委託

2 委託内容

(1) データ分析による地域の特性や課題を踏まえた空家化の予防対策の検討方法の立案

モデル区（2区）を設定した上で、住まいや空家に関わるデータ※の分析により、地域の特性や課題を踏まえた効果的な空家化の予防対策等を検討するための基礎資料を取集・整理するとともに、データ分析による対策の検討方法を立案する。

ア 地域毎の分析が可能な住まいや空家に関わるデータの収集・整理（モデルとなる2区分）

イ データ分析による空家化の予防対策の検討方法の立案

※ 空家の分布や世帯構成、居住年数、開発年代や建物の築年数、道路の幅員、駅からの距離、まちづくりルールの設定状況など

(2) 「空家の流通・活用マニュアル」改定版の検討・作成

市民等による空家の地域活用を支援するため、空家を活用する際に利用可能な支援制度等をまとめた「空家の流通・活用マニュアル」について、最新の活用事例や住宅以外に用途変更する場合の法令上の留意事項、改修するにあたっての法令上の留意事項、関係区局の支援制度の紹介等を追加した改定版を作成する。

ア 活用事例の収集・更新

イ 用途変更や改修にあたっての留意事項やポイントの検討・作成

ウ 市の支援制度の一覧の更新（空家計画に掲載の表を時点更新し掲載）

エ その他見直し・追加すべき事項の検討・作成

3 契約の相手方

株式会社アルテップ

4 契約金額 3,993,000 円

5 契約日 令和6年8月30日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社アルテップ	618	1
株式会社サンワコン 横浜営業所	609	2
中央開発株式会社 東京支社神奈川支店	557	3
特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク	478	4

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時 及び開催場所	令和6年7月22日（月） 9:45～10:30 市庁舎 25 階 調定委員会室
評価委員の出席状況	評価委員会 7 人出席（全評価委員 7 人）
評価基準	別紙のとおり
事務局	建築局 住宅部 住宅政策課

8 問い合わせ先 建築局住宅部住宅政策課 電話 045-671-4121

提案書評価基準

1 評価事項

評価事項及び各評価項目の視点は、表 1 のとおりとする。

2 評価方法

(1) 各評価項目について、次のように評価を行う。

ア 業務実施能力等は、A、C、E の 3 段階評価を行う。

イ 業務実施方針等は、A、B、C、D、E の 5 段階評価を行う。

(2) 評価点について、次のように配点を行う。

ア 業務実施能力等は、各項目 15 点満点とし、A=15 点 ($15 \times 5 / 5$)、C=9 点 ($15 \times 3 / 5$)、E=3 点 ($15 \times 1 / 5$) とする。

イ 業務実施方針等は、それぞれの配点に、換算した評価 (A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5 とする。) を乗じて算出する。

例えば、表 1 において配点 20 点の項目の場合

評価が A であれば評価点は $20 \times 5 / 5 = 20$ 点

評価が B であれば評価点は $20 \times 4 / 5 = 16$ 点

評価が C であれば評価点は $20 \times 3 / 5 = 12$ 点

評価が D であれば評価点は $20 \times 2 / 5 = 8$ 点

評価が E であれば評価点は $20 \times 1 / 5 = 4$ 点

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価については、表 1 の「評価の着目点」に記載した項目について 1 つ満たすごとに 1 点を加算する。

(3) 評価が同点となった場合は、評価委員会に出席した委員の多数決で決し、票数が同数の場合は、委員長の決するところによる。

表 1 評価事項及び各評価項目の視点

評価項目 (配点)	評価の着目点		評価区分					配点	評価	評価の 換算式	評価点
			A	B	C	D	E				
業務実施 能力等 (30 点)	人員体制	業務を遂行するのに、類似の実績のある技 術者の配置等が確保されているか	十分確保されてい る		概ね確保されてい る		確保が十分ではな い	15			
	過去の業務実績等	業務を実施するにあたり、類似の実績があ り、ノウハウを生かすことができるか	業務に適した類似 実績が十分ある		業務に適した類似 実績がある		業務に適した類似 実績がない	15			
業務実施 方針等 (70 点)	データ分析による空家化 の予防対策の検討方法を 立案するにあたっての視 点や考え方	本市の空家の状況や空家対策の課題を理 解した提案となっているか	十分な理解に基 づいた提案となっ ている	理解に基 づいた提 案となっ ている	どちらともい えな い	あまり理解に基 づいた提案とな っていない	理解に基 づいた提 案ではない	20			
	空家の用途変更や改修に おいて留意すべき事項や ポイントを検討するにあ たっての視点や考え方	空家の特性や空家を用途変更・改修するに あたっての課題を理解した提案となっ ているか	十分な理解に基 づいた提案となっ ている	理解に基 づいた提 案となっ ている	どちらともい えな い	あまり理解に基 づいた提案とな っていない	理解に基 づいた提 案ではない	20			
	空家の流通・活用マニ ュアルについて、その他見 直し・追加すべき事項を 検討するにあたっての視 点や考え方	先見性や独自性のある視点が取り入れら れているか	先見性があり、独 自の発想・視点を 持った、優れた提 案である	先見性があり、独 自の発想・視点を 持った提案である	どちらともい えな い	先見性や独自の発 想・視点がやや乏 しい提案である	先見性や独自の発 想・視点が乏しい 提案である	20			
	その他	取組意欲の感じられる提案であるか	強い意欲が認めら れる	意欲が認められる	どちらともい えな い	あまり意欲が認め られない	意欲が認められ ない	10			
ワーク・ ライフ・ バランス に関する 取組み (6 点)	企業として、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるかどうか。 ☐ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 （従業員 101 人未満の場合のみ加算） ☐ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事 業主行動計画の策定（従業員 301 人未満のみ加算） ☐ いずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定 ☐ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の 取得 ☐ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業 員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満） ☐ 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小企規模法人） の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラス の認証		項目について 1 つ満たすごとに 1 点を加算する					6			
評価の合計								106			